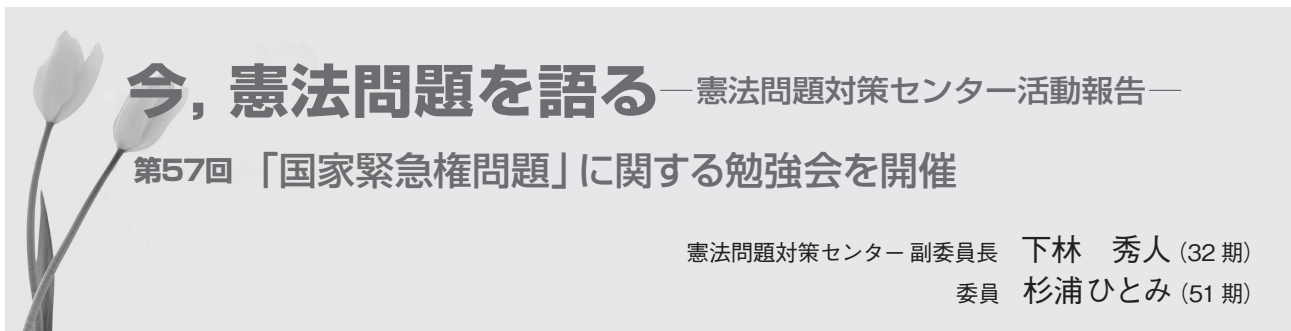




今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第57回 「国家緊急権問題」に関する勉強会を開催

憲法問題対策センター 副委員長 下林 秀人 (32期)

委員 杉浦ひとみ (51期)

自民党・安倍内閣は、2012年「日本国憲法改正草案」を発表して以降、明文改憲を推し進めようとしている。その突破口として、緊急事態条項（国家緊急権）、すなわち外国等からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、大規模な自然災害などの緊急事態に関する条項の導入を企図している。そこで、東弁では緊急事態条項の問題について力を入れて取り組むこととし、本年3月31日、名古屋大学法学部の愛敬浩二教授による勉強会を開催した（参加者30名。全国17の単位会にもテレビ中継）。憲法改正を安倍首相が明言していることから、国家緊急権について弁護士が学問的に学ぶということではなく、「国家緊急権について、市民にどうわかりやすく伝えていくか、という実践的な講演」ということでお話いただいた。

ここで国家緊急権として取り上げるのは、一般的、歴史的ないし講学上の国家緊急権ではなく、自民党改憲草案98条・99条に記載されている国家緊急権である。そして、この国家緊急権は、内閣総理大臣に権限を過度に集中させ、法律事項が極めて多く、司法のチェックも不十分な“ザル法”である。結論として国家緊急権を憲法に盛り込むことは危険であるし、その必要性もない。必要性があるとされる災害緊急時と海外からの攻撃に対する有事の2つについて、現在既に法整備されている。前者は災害対策基本法であり、後者は有事法制である。従って、憲法への組み込みは必要ない。ただし、この説明には留意すべき点がある。それは海外からの攻撃に対する有事については、いまある有事法制について、これまで弁護士会は反対してきている。にもかかわらず、国家緊急権の場面では無条件に有事法制を認めることは不信感を持たれる。これまでの有事法制についての立場と両立させるには、「憲法九条との関係で問題があり、私は積極的に肯定するわけではないが、現存する法律に照らして考えるなら」といった断りをするやり方もある、との説明がなされた。この点、安保法制を違憲と国会で明言し注目された長谷部恭男教授も結論は同じだが、長谷部教授は有事法制については9条との間で問題があると

は考えていない（2016年1月号「世界」岩波書店）ので、有事法制についてはまったく留保なく「現行法で十分だから憲法への国家緊急権の組み込みは不要」との論になる。

ところで、簡単に結論を出せそうな緊急事態条項の問題について、どうしても懸念されることとして指摘されたのは、次のような正当化の三段論法に陥りやすいという点である。「①日本には緊急有事法制がないので、有事の場合自衛隊は必ず活動するだろう。②その場合に事前に法整備をしておかないのは立憲主義に反する。③外国でもそのように対応している。」この流れは、緊急事態を正当化するイデオロギーを表している。そして、この論法に続いて引き込まれやすい国民意識は「緊急時には人権が制限されてもやむをえない」という発想であるとして、『時限爆弾のシナリオ』という話を紹介された。これは「時限爆弾を持った犯人の共犯者を捕まえたときに、その共犯者を拷問してよいか」という問題設定である。共犯者の所在がわからなければ多数の人命が奪われる危険性がある。その際、拷問は危険物についての情報を得ることだけが目的で痛めつけることは目的ではない、それが行きすぎないように裁判所の令状主義をとる、といった仮説に思考を惑わされる。しかし、その前提として、拷問すれば真実を話すという仮定、拷問を加える共犯者と目される者が真実を知っているという仮定など、すべての仮定の検証なしに拷問を許すことにつながりかねず、「緊急時」の人心の危うさを示している。弁護士が市民に語る時、このあたりまで配慮した上で、次のことを再度強調してほしい。すなわち、自民党草案98条・99条での国家緊急条項の危険性。現在の法制度の中で危惧される事態には（留保つきながら）対応できていること。そして、外国の緊急事態条項はもっと濫用の余地をなくす設計になっていること。特にヨーロッパにはヨーロッパ人権裁判所があり、緊急事態条項の適否は国内の裁判所だけではなく、二重に審査されること。最後に、国家緊急権の制定は「お試し改憲」であって、真の狙いは軍事審判所の設置にあり、国民が受け入れやすいものを選んだ思惑も伝えていただきたい。